

件名 ウィスコンシン州におけるマスク着用の義務付け（延長）

#### 【ポイント】

9月22日（火）イーバス知事は、8月1日（土）から9月28日まで有効としていた、公共の場等でのフェースカバー着用を義務付ける緊急命令の有効性を22日から60日間延長する緊急命令に署名しました。詳細は関連のリンクをご確認ください。在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続きマスクの着用、社会的距離の維持等、安全の確保と関連情報の収集に努めてください。

#### 【本文】

9月22日（火）イーバス知事は、ウィスコンシン州において新型コロナウイルスの新規感染症例数が増加していることを受けて、7月30日に導入し、8月1日（土）から9月28日まで有効としていた、公共の場等でのフェースカバー着用を義務付ける緊急命令の有効性を、9月22日から60日間延長する緊急命令に署名しました。

これにより、前回の緊急命令（7月30日付け領事メールをご参照ください）と同様に、5歳以上の個人に対し、公共の場等でのフェースカバー（鼻と口を覆うもの）の着用が義務付けられています。また、この行政命令に違反した個人に対しては、最大200米ドルの民事制裁金が科される可能性があります。

詳細については、前回の緊急命令に「よくある質問（FAQ）」が設けられていますので、併せてご確認ください。

#### 1 着用が義務付けられる対象

ウィスコンシン州に在住する5歳以上のすべての個人で、次に該当する者

- ・自宅以外の屋内または閉ざされた空間にいる者。
- ・家族または世帯の構成員ではない者であって、当該家族または世帯と共に同一の部屋や閉ざされた空間にいる者。

#### 2 フェースカバーを着用しなくてもよい場合の例

- ・飲食、睡眠中。
- ・フェースカバーを着用したままでは、聴覚障害者との意思疎通が困難になる場合。
- ・歯科治療中。
- ・水泳やライフガードとしての勤務中。
- ・個人が、宗教、政治、報道、教育、芸術等の発表中に発話する場合。この際、当該個人は、他者との距離を6フィート確保しなければならない。
- ・フェースカバーを着用すると業務の遂行に危険が生じる場合。

- ・本人確認を行う場合。
- ・連邦および州法の規定によりフェースカバーの着用が禁止されている場合。

#### 関連リンク

- 9月22日付け本緊急命令 :

[https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/09/22/file\\_attachments/1552234/E0090-DeclaringPublicHealthEmergency.pdf](https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/09/22/file_attachments/1552234/E0090-DeclaringPublicHealthEmergency.pdf)

- 9月22日付け州知事室プレス・リリース

<https://content.govdelivery.com/accounts/WIGOV/bulletins/2a1eb5b>

- 7月30日付け本緊急命令 :

[https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file\\_attachments/1507337/EM001-FaceCoverings.pdf](https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file_attachments/1507337/EM001-FaceCoverings.pdf)

- フェースカバー着用についての「よくある質問 (FAQ)」

[https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file\\_attachments/1507334/Face%20Covering%20FAQ.pdf](https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/07/30/file_attachments/1507334/Face%20Covering%20FAQ.pdf)

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続きマスクの着用、社会的距離の維持等、安全の確保と関連情報の収集に努めてください。

#### 当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。